

# J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款の変更について（新旧対照表） ※2024年1月1日付で変更

## ■ J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款

変更後	変更前	変更
<p>付則</p> <p>1.本約款の実施期日</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2023年2月1日から実施します。</p>	<p>付則</p> <p>1.本約款の実施期日</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2023年2月1日から実施します。なお、付則3に定める特別措置は、2023年2月の料金から適用いたします。</p>	削除
	<p>2.「19.単位料金の調整」(2)②について</p> <p>本約款の実施に伴う移行措置として、19(2)②によって算定された平均原料価格（トン当たり）が以下の金額を上回る場合は、平均原料価格は以下の金額といたします。</p> <p>2023年3月の料金に適用する平均原料価格（トン当たり） 152,740円</p> <p>2023年4月の料金に適用する平均原料価格（トン当たり） 165,290円</p> <p>2023年5月の料金に適用する平均原料価格（トン当たり） 177,860円</p> <p>2023年6月の料金に適用する平均原料価格（トン当たり） 177,860円</p> <p>2023年7月の料金に適用する平均原料価格（トン当たり） 177,860円</p> <p>2023年8月の料金に適用する平均原料価格（トン当たり） 177,860円</p>	削除
<p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2024年1月1日から実施します。</p>		追記
<p>2.「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に係る特別措置</p> <p>(1) 2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（以下本条では「総合経済対策」といいます。）に基づき、総合経済対策として決定された期間において、総合経済対策として決定された単価以上の最小値を調整単</p>	<p>3.「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に係る特別措置</p> <p>(1) 2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（以下、「総合経済対策」といいます。）に基づき、総合経済対策として決定された期間において、総合経済対策として決定された単価以上の最小値を調整単位</p>	変更
		変更

<p>位料金（1立方メートル当たり）から引き下げるため、19（2）②に定めるトン当たりLNG平均価格は、別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定した値から必要な最大の金額を引き下げたものとします。</p> <p>（2）（1）は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p> <p><b>3.「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に係る特別措置</b></p> <p>（1）2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（以下本条では「総合経済対策」といいます。）に基づき、総合経済対策として決定された期間において、総合経済対策として決定された単価以上の最小値を調整単位料金（1立方メートル当たり）から引き下げるため、19（2）②に定めるトン当たりLNG平均価格は、別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定した値から必要な最大の金額を引き下げたものとします。</p> <p>（2）（1）は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p>	<p>料金（1立方メートル当たり）から引き下げるため、19（2）②に定めるトン当たりLNG平均価格は、別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定した値から必要な最大の金額を引き下げたものとします。</p> <p>（2）（1）は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p>	<p>追記</p>
---	---	-----------